

昭和63年6月10日規則第39号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事

件に係る議決に参加することはできない。

- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、商工労働部企業立地推進課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(使用の許可の申請)

第4条 条例第9条第1項の規定により沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の施設(以下「施設」という。)、附属設備又は機械器具(以下「施設等」という。)の使用の許可(以下「使用の許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 商号及び代表者氏名
- (3) 使用施設等
- (4) 使用目的
- (5) 使用場所
- (6) 使用面積等
- (7) 使用期間
- (8) その他必要な事項

- 2 知事は、前項の規定による申請の手続に際し、適当な連帯保証人を立てさせることができる。

(使用許可書の交付)

第5条 知事は、使用の許可をしたときは、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可書(第3号様式。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用の許可の変更又は取消し)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、第4条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用変更許可申請書(第4号様式)に使用許可書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、使用の変更の許可をしたときは、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用変更許可書(第5号様式)を使用者に交付するものとする。

3 使用者が、使用の取消しをしようとするときは、原則としてその7日前までに、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用取消届出書（第6号様式）に使用許可書を添えて、知事に提出しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第7条 使用者は、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（使用期間）

第8条 施設の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えないものとする。ただし、1年を超えない範囲内において更新することができる。

2 使用者は、前項ただし書の規定により使用期間を更新しようとするときは、その満了の日の1月前までに知事にその申請をしなければならない。

3 第4条及び第5条の規定は、前項の使用期間の更新について準用する。

（使用料）

第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める使用料の金額は、別表に掲げるとおりとする。

2 施設等の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に、納付しなければならない。ただし、次項で定める場合は、この限りでない。

3 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

（1） 国又は地方公共団体が使用するとき。

（2） 知事がやむを得ないと認めるとき。

（使用料の返還等）

第10条 条例第10条第2項ただし書の規定により返還する使用料の金額は、当該施設等を使用できないこととなった期間に係る額とする。

2 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用料返還申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用者の負担する費用）

第11条 条例第10条第3項の規定により使用者が負担する費用は、次に掲げる施設において使用する電気、水道、下水道及び電話の費用並びにゴミ集積所の費用とする。

（1） 使用者が使用の許可を受けた施設

（2） 使用者が共同で使用する施設

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

3 第1項の費用（電話及びゴミ集積所の費用を除く。）については、その月分を翌月の末日までに納付しなければならない。

（使用料の減免の申請）

第12条 条例第11条の規定による使用料の減免の申請は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用料減免申請書（第8号様式）に、その理由を明らかにする書類を添付してしなければならない。

（工作物等の設置等の承認申請）

第13条 条例第12条の規定により承認を受けようとする者は、工作物等設置・施設現状変更承認申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- （1） 設計図
- （2） 仕様書
- （3） 費用見積書
- （4） その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の承認をしたときは、工作物等設置・施設現状変更承認書（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、工作物等の設置又は施設の現状変更後、速やかにその旨を知事に届け出て、確認を受けるものとする。

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用を許可されていない施設等を使用しないこと。
- （2） 施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積し、その他施設の清潔な環境の保持に努めること。
- （3） 通路その他の共同の使用場所を共同して清掃すること。
- （4） ゴミその他の廃棄物を施設内で焼却し、又は施設内へ持ち込まないこと。
- （5） 施設の使用を終了した後は、自己の負担で使用した場所を清掃し、他の者の使用に支障のないようにすること。
- （6） 施設においては、事務所等特に許された場所のほか、喫煙し、又は石油ストーブその他の火気を取り扱ってはならないこと。
- （7） 施設等は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

(8) 前号に規定する管理を適正に行うため、管理責任者を置くこと。

(身分を示す証明書)

第15条 条例第16条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第11号様式)によるものとする。

(原状回復の確認)

第16条 使用者は、条例第17条第1項の規定により原状回復の措置をとったときは、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設原状回復届出書(第12号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

2 知事は、条例第17条第2項の規定により原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設原状回復命令書(第13号様式)によるものとする。

3 知事は、使用者が前項の規定により命じられた期間内に原状回復の措置を講じないときは、原状回復期限の翌日から起算して原状回復の日までの当該施設に係る第9条第1項に規定する使用料に相当する金額を納付させることができる。

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、その使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、指示を受けなければならない。

(事業報告書)

第18条 条例第19条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区、航空機整備施設、うるま地区内賃貸工場又はうるま地区内企業立地サポートセンターの管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区、航空機整備施設、うるま地区内賃貸工場又はうるま地区内企業立地サポートセンターの使用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(細則)

第19条 この規則に定めるもののほか、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第9条関係）

1 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区

種別	単位	金額
倉庫用施設使用料（1号棟から3号棟まで）	1平方メートルにつき月額	920円
倉庫用施設使用料（4号棟（Aタイプ））	1平方メートルにつき月額	1,080円
倉庫用施設使用料（4号棟（Bタイプ））	1平方メートルにつき月額	970円
加工用施設使用料	1平方メートルにつき月額	920円
一般展示用施設使用料（専用使用）	1平方メートルにつき月額	1,830円
一般展示用施設使用料（一時使用）	1平方メートルにつき日額	60円
事務所使用料	1平方メートルにつき月額	1,290円
野積場使用料（専用使用）	1平方メートルにつき月額	150円
野積場使用料（一時使用）	1平方メートルにつき日額	10円
食堂用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,260円
駐車場使用料（専用使用）	1台につき月額	4,200円

2 航空機整備施設

種別	単位	金額
航空機整備施設使用料	月額	23,296,100円

3 うるま地区内賃貸工場

種別	単位	金額
1,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	550,000円
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	750,000円
1,500平方メートルタイプ工場使用料（2区画分割型）	1区画につき月額	390,000円
2,000平方メートルタイプ工場使用料（Aタイプ）	月額	1,100,000円
2,000平方メートルタイプ工場使用料（Bタイプ）	月額	1,020,000円
高度技術製造業賃貸工場使用料（1号棟）	月額	2,557,500円
高度技術製造業賃貸工場使用料（2号棟（1号区画））	月額	357,500円
高度技術製造業賃貸工場使用料（2号棟（2号区画））	月額	352,000円
高度技術製造業賃貸工場使用料（2号棟（3号区画））	月額	352,000円

高度技術製造業賃貸工場使用料（2号棟（4号区画及び5号区画））	月額	869,000円
高度技術製造業賃貸工場使用料（3号棟）	月額	2,300,000円

4 うるま地区内企業立地サポートセンター

種別	単位	金額
事務所使用料	1室につき月額	18,780円
会議室使用料	1室1時間につき	210円
附属設備使用料	1式1時間につき	60円

5 うるま地区内素形材産業振興施設

種別	単位	金額
工場使用料（1号棟）	1室につき月額	260,000円
工場使用料（2号棟）	1室につき月額	130,000円
工場使用料（3号棟）	1室につき月額	243,750円
研修室使用料	1室1時間につき	400円
会議室使用料	1室1時間につき	210円
研修室附属設備使用料	1式1時間につき	160円
会議室附属設備使用料	1式1時間につき	90円
立型高速マシニングセンター使用料	1式1時間につき	3,010円
形彫り放電加工機使用料	1式1時間につき	2,760円
5軸制御マシニングセンター使用料	1式1時間につき	4,960円
射出成型装置使用料	1式1時間につき	4,650円
真空熱処理炉使用料	1式1時間につき	4,900円
3次元測定機使用料	1式1時間につき	3,080円
複合加工機使用料	1式1時間につき	3,990円
ダイカストマシン使用料	1式1時間につき	4,710円
シャーシダイナモメータ使用料	1式1時間につき	1,820円
回生型充放電装置使用料	1式1時間につき	2,360円
高精度GPS速度距離計測装置使用料	1式1時間につき	720円
恒温恒湿槽使用料	1式1時間につき	830円

整備用リフト使用料	1式1時間につき	470円
-----------	----------	------

備考

- 1 専用使用とは使用の期間が1月以上のものをいい、一時使用とは使用の期間が1月未満のものをいう。
- 2 月額による使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 3 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を、1平方メートルとして使用料の額を算定する。